

	重度心身障がい者タクシー料金助成事業
対象者	<p>令和3年3月31日現在、80歳未満で、石川町に住所を有する方のうち、下記の手帳等をお持ちの方</p> <p><u>※社会福祉施設に入所している方、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方、有料道路通行料金の割引を受けている方は対象外となります。</u></p> <p>① 身体障害者手帳1、2級 ② 療育手帳A ③ 精神障害者福祉手帳1級 ④ 指定難病医療費受給者証の交付を受けており車の運転ができない方</p>
助成券金額	<p>① 4月から9月までに申請した場合 500円×20枚を交付（1万円分）</p> <p>② 10月から3月までに申請した場合 500円×10枚を交付（5千円分）</p>
対象期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
申請手続き	<p>・令和3年4月1日から役場保健福祉課にて受付開始</p> <p>・役場にありますが申請書に記入のうえ申請してください。審査の上、後日郵送にて助成券をお送りいたします。</p> <p>※代理申請も可能（対象者本人の必要書類・印鑑及び印鑑代理人の印鑑が必要）</p>
申請に必要なもの	<p>①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、指定難病医療費受給者証等</p> <p>②印鑑</p>
利用方法	タクシー乗車時に障がい者手帳等を運転手に提示し、降車時にタクシー券を渡してください。
利用条件	<p>・交付を受けた本人のみ使用できます（タクシー利用時は同行者も可）。</p> <p>・利用料金が助成額を超えた分は自己負担になります。</p> <p>・タクシーは午前7時から午後9時までの乗車に限り、町外からの乗降も対象となります。</p> <p>※助成券の再交付はできません。</p> <p>・1回の利用につきタクシーは4枚（2,000円分）まで使用可能です。</p> <p>※おつりは出ません。</p>
お問い合わせ	<p>石川町役場保健福祉課社会福祉係</p> <p>TEL：0247-26-9123</p>